国道9号および国道27号において 特殊東面の指導取締を

特殊車両の指導取締を実施しました。

福知山河川国道事務所では、道路構造物の保全と交通の安全を図るため、特殊車両通行許可制度の普及啓発と 法令遵守の意識向上に取り組んでおり、京都府警察と連携し、特殊車両の指導取締を実施しました。

①日時:令和2年10月20日(火) 14:00~16:00

場所: 国道27号 京都府舞鶴市真倉(舞鶴計量所)

結果:対象車両 7台(内、違反車両 5台)

②日時:令和2年10月21日(水) 14:00~16:00 場所:国道9号 京都府福知山市夜久野町日置

結果:対象車両 8台(内、違反車両 7台)













一 福知山河川国道事務所



重量を違法に超過した車両の通行が道路を劣化させる要因の一つとなっているため、今後も道路の適正な利用が 図られるよう、関係機関と協力して指導取締を行っていきます。

◇特殊車両の通行には許可が必要です!

特殊車両通行許可制度については、近畿地方整備局ホームページをご覧ください。

URL: https://www.kkr.mlit.go.jp/road/shinsei/04.html